

厚木市告示第 231 号

厚木市国民健康保険条例（昭和 34 年厚木市条例第 7 号）第 15 条の 7、第 15 条の 7 の 13、第 15 条の 14 及び第 15 条の 19 の規定に基づき、令和 8 年度の厚木市国民健康保険の保険料賦課限度額を次のとおり定める。

令和 8 年 5 月 25 日

厚木市長 山 口 貴 裕

1	基礎賦課限度額	670,000 円
2	後期高齢者支援金等賦課限度額	260,000 円
3	介護納付金賦課限度額	170,000 円
4	子ども・子育て支援納付金賦課限度額	30,000 円